

再生可能エネルギーの本格的な普及拡大に関する意見書（案）

本格的な低炭素社会の実現と原発依存からの脱却を進めるためには、省エネルギー対策とともに再生可能エネルギーの普及拡大に向けた施策の強化が必要である。都においては、2020年までに東京のエネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を20%程度に高める目標を掲げ、施策を推進しているところである。

本年7月、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の施行に伴い、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始された。しかし、本制度には、買取りを行う電気事業者が、電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがある際などに接続を拒否できる、いわゆる接続拒否規定を安易に適用する懸念があるため、制度の趣旨を踏まえた適切な運用が求められる。

また、風力や地熱などの再生可能エネルギーは、利用可能な地域の偏在性が高いことが、大規模かつ広域的な利用の妨げとなっている。

さらに、太陽熱を始めとする再生可能エネルギー熱や、都の波力発電検討会で2030年までに約2,000万から3,000万キロワットが、環境省の試算でも2050年には最大で約1,200万キロワットが導入可能とされている波力発電についても、その開発及び利用の促進のための実効性のある施策が求められている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、再生可能エネルギーの本格的な普及拡大のため、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 再生可能エネルギー電気については、送電系統への優先接続及び優先給電を保証するとともに、接続拒否規定について、ガイドラインの明確化、電気事業者の挙証責任及び理由等の公表の義務化などにより、安易に適用させないこと。
- 2 風力や地熱など、利用できる地域の偏在性が高い再生可能エネルギーの広域的利用を可能とするため、送電系統など施設・設備を整備・拡充し、運用方法についても改善を図ること。
- 3 再生可能エネルギー熱の利用について普及啓発を推進するとともに、導

入助成などの本格的な支援制度を早急に創設すること。

- 4 波力発電など新たな海洋エネルギー技術の活用を国のエネルギー政策として法的に位置付け、その開発や権利調整に関する支援を行うなど、必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月 日

東京都議会議長 中 村 明 彦

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

経済産業大臣

環境大臣

宛て